

● 2016年11月号解題

## 兼業・副業

『日本労働研究雑誌』編集委員会

本年9月に設置された「働き方改革実現会議」では、働き方改革をめぐる検討課題の一つとして、「テレワーク、副業・兼業といった柔軟な働き方」があげられた。副業・兼業を推進していくことによって、働く人がその専門性や能力を柔軟に発揮できる機会を増やし、生産性の高い社会を実現していくことが政策課題の一つとして掲げられたのである。しかし、日本における副業・兼業の実態と背景は必ずしも明らかになっていない。また、旧来の労働法制や社会保障法制が副業・兼業という働き方と適合的なものになっておらず、フルタイム（専業）労働者を中心とした雇用慣行とあわせて、副業・兼業の健全な発展を妨げている可能性がある。さらに、2016年10月に施行された短時間労働者への社会保険の適用拡大は、企業が社会保険の適用を回避しようとする行動を招き、副業・兼業を含む労働者の働き方に影響を与える可能性もある。本特集の目的は、副業・兼業という働き方の実態と背景、および、その労働法・社会保障法上の位置づけと課題を明らかにすることによって、副業・兼業をめぐる政策的議論の基盤となる知見と課題を提示することにある。

萩原・戸田論文は、『就業構造基本調査』（総務省統計局）、「全国就業実態パネル調査2016」（リクルートワークス研究所）、企業へのインタビュー調査等をもとに、複業の実態と近年の変化を把握することを試みる。そこでは、①従来の農業を中心とした副業・兼業が減少していく一方で、「本業・副業ともに雇用者」の数は増加していること、②労働時間や収入が本業を超えるまたは本業と同程度である副業が一定数存在するとともに、本業の労働時間が短く本業の収入が低い人ほど副業をしていること、③本業と副業の年収に正の相関がみられ、本業で高い年収を得ている人ほど専門性を生かした副業で高収入を得ている可能性があること、④兼業を容認・奨励している企業では人材育成、生産性向上等の面で企業側にメリットがあると考えられていること等が明らかにされている。

紺屋論文は、副業・兼業をめぐる労働法上の問題点と課題を明らかにする。とりわけ、日本の旧来の労働法理が、日本型雇用システムにマッチする大企業正社員を念頭に置いて、高度の職務専念義務、長時間にわたる時間外労働義務、就業規則の副業・副業禁止規定の広範な許容、退職後にも及ぶ就業禁止義務等を発展させてきたことが、労働者（特に正社員）の副業・副業への意欲をそいできたことを指摘する。この伝統的な労働契約法理に内在する限界を克服し副業・副業を推進していくために、同論文は、労働者の就業情報等を労働者と各会社が共有することを基盤として、労働者の複数就業や転職等を積極的に支援する新たな労働市場法を構想することを提案している。

倉田論文は、旧来の社会保険制度が副業労働者をめぐる問題を契機に大きな論理転換を求められていることを明らかにする。これまでの被用者保険制度は単一の就業関係を前提としてきたため、複数の就業関係をもつ場合にも労働時間は合算されず、社会保険の労働時間要件をどの事業場でも満たさない場合には社会保険は適用されないものとされてきた。その結果、各就業が短時間の副業労働者も社会保険の適用を受けられず、また、会社側は労働時間を短く設定することで社会保険の適用を回避することができた。このような問題を克服するため、ドイツでは、短時間労働者については社会保険関係を個別の契約関係から切り離すという新たな論理に立ち、副業の場合には所得を合算して適用の有無を決める等の措置がとられている。同論文は、日本でも同様の論理転換が必要になるとする。

本特集を契機に、副業・兼業をめぐる議論が、その実態および法制度の基本構造を踏まえたものとなることが期待される。

責任編集 池田心豪・堀有喜衣・水町勇一郎  
（解題執筆 水町勇一郎）